

第9回町民会議 住民(町民)分科会 記録

★番号は要約集の設問番号

1 まちづくりの主体者

○排除ありきで考えない方が良い。

2 町民の権利・責務・役割

○負担の再配分という考え方が必要

無関心層が一番困る、無関心層の責任の負い方をどうするか。

○協働のまちづくり条例には、住民の責務に関する記述がない。自治基本条例を考えるなら権利も責務も整理する必要がある。

○行政が地域に出ていく。地域(住民)を育てる。

○住民のばらばらの意見をまとめる意思表示の方法(確認の方法)が必要。

○その意思表示の根本は、権利と責務になる。

3 行政・町長の責務・役割

○これだけ意見が出てきているのは、実際やっていないということではないか。

○住民にわかりやすい公約、住民が判断できる形の公約が必要。

組織的？な報告をやっていない。(個人的な報告会はやっているが)

○何をやっているのかが見えない。民間であれば数字が出てくる。途中経過が見えるようすべき。

○計画の評価の仕方を改める。(○△×ではダメ)

4 議会・議員の責務・役割

○議員も何をやっているかわからない。

○地域の人たちにも伝わっていない。議会だよりぐらい。

○議会報告会はやっているが参加者はほぼ支援者だけ。

○今までは監視機能だけだったが、今後は自ら提案し関与していく能動的になる必要がある。

協働のまちづくり条例では調査権を認めているが、、、

○視察に行っても「良かった、参考になった」だけ

○地方自治法に基づいた最低限のものに終わってしまっている。

○議員のレポートが必要。

○議員の公約も評価する仕組みが必要

5 情報公開・共有・個人情報保護について

- 情報公開条例では公開判断は行政に委ねられている。
- 本来、審議会の会議録などは公開されるべき。
- 行政の裁量だけにならないように
- 必要な範囲で個人情報の共有（福祉分野）

7 地域コミュニティの役割等

- 区の再構築が必要。
- 区の組織をしっかりさせる必要がある。
老人会、婦人会、子ども会などそれぞれ独立していてまとまりがない。
- 区長にもう少し権限を与え、充実した組織にする
- 区長の役割分担
- 行政が区長に安易に投げすぎ(あて職)

9 住民投票のしくみ

- 住民投票制度があっても難しい点がある。(小平市、北本市)
- 常設型の場合、誰が実施を決めるかが問題。
- 住民投票まで行かなくても、その地域の意思確認の仕組みが必要。